

徳島県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、緊急防災工事計画書の写しを
縦覧に供する。

令和六年四月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

慶田の池地区

二 縦覧期間

令和六年四月二十三日から
令和六年五月二十四日まで

三 縦覧場所

板野町役場